

資料5

東京都障害者グループホーム説明会

障害者グループホーム体制強化支援事業 《令和5年度版》

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課居住支援担当

～ 目 次 ～

第1	事業の目的、対象補助の額	P	1
第2	補助の要件	P	2
第3	補助対象期間の考え方	P	5
第4	補助金交付の流れ	P	6
第5	令和5年度補助スケジュール	P	7
第6	支払	P	8
第7	提出書類	P	10
第8	要綱類	P	42

第 1 事業の目的、対象、補助の額

1 目的

身体や行動の特性上、特別な支援を必要とする重度の利用者を受け入れるために、手厚い職員配置を行い、質の高いサービスを行っているグループホームを支援することにより、もって障害者の地域社会における自立生活を助長することを目的とする。

2 補助の対象となる者

都内で、総合支援法第 5 条第 1 7 項に規定する共同生活援助を行う事業者

3 補助の対象となる経費

職員の体制確保に係る次の経費

- ・給料
- ・職員手当（扶養手当、調整手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、住宅手当等）
- ・福利厚生費

4 補助基準額及び補助率

（1）補助基準額

ア 体制強化Ⅰ（概ね 3：1 配置）

「基準日数（※）」× 4, 7 1 0 円（ユニットあたり）。ただし、年 1, 1 5 0 千円を上限とする。

イ 体制強化Ⅱ（概ね 2：1 配置）

「基準日数（※）」× 6, 5 1 0 円（ユニットあたり）。ただし、年 1, 5 8 9 千円を上限とする。

※「東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領」第 7（2）に定める支援を行った日

- ・日常生活支援
- ・食事提供支援
- ・介護等支援
- ・入院時における病院等との連絡調整等支援
- ・帰宅時における家族等との連絡調整等支援
- ・その他入居者に対する支援

（2）補助率

1 0 / 1 0

5 補助の方法

都の直接補助

第2 補助の要件

1 体制強化 I

(1) 利用者の要件

- ア ユニットの定員数に対して、実際に入居している利用者（※都内で支給決定を受けている者に限る）の障害支援区分4～6が8割以上であること

○要件を満たしているケース

	区分3	区分4	区分5	区分6	計
現利用		4	1		5
予定者		1			1
計		5	1		6

×要件を満たしていないケース

	区分3	区分4	区分5	区分6	計
現利用		1	1		2
予定者		4			4
計		5	1		6

- イ ただし、定員が4名以下の場合の障害支援区分4～6の利用者の数は、次のとおり

定員	区分4以上の利用者の数
4名	3名
3名	2名
2名	1名

(2) 職員の要件

次の全てを満たすこと

<日中>

- ア 事業所全体で、世話人の配置が4：1を満たしていること

- イ 当該ユニットの世話人配置が4：1を満たしていること

- ウ イに上乘せして、世話人または生活支援員を、常勤換算方法で0.4人加配すること

<夜間>

- エ ユニットごとに、夜間支援員を1人配置すること

- オ 夜間支援等体制加算Iを取得していること

2 体制強化Ⅱ

(1) 利用者の要件

ア 体制強化Ⅰの利用者の要件アと同様

イ アに加えて、次のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れていること

(ア) 障害支援区分6

(イ) 障害支援区分4以上であり、

かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上

(ウ) 障害支援区分4以上であり、

かつ、次の区分に該当する障害者手帳を2つ以上所持している者

a 身体障害者障害程度等級表の1級、2級

b 知的障害（愛の手帳）総合判定基準表の1度、2度

c 精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準の1級、2級

(2) 職員の要件

次の全てを満たすこと

<日中>

ア 事業所全体で、世話人の配置が4：1を満たしていること（日中サービス支援型の場合は3：1を満たしていること）

イ 当該ユニットの世話人配置が4：1を満たしていること（日中サービス支援型の場合は3：1を満たしていること）

ウ イに上乗せして、世話人または生活支援員を、常勤換算方法で1.0人加配すること

<夜間>

エ ユニットごとに、夜間支援員を1人を超えて配置すること

オ 夜間支援等体制加算Ⅰを取得していること（日中サービス支援型の場合は夜勤の夜間支援従事者を配置していること）

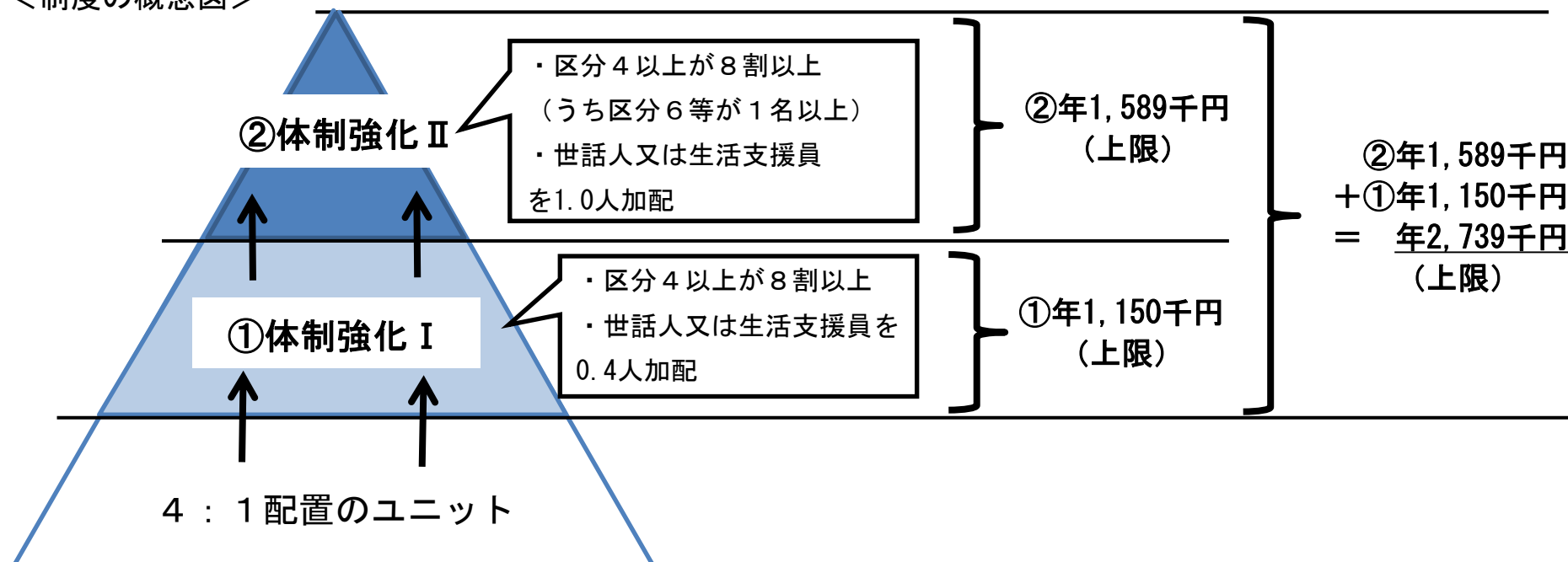
(3) 研修の受講

都が実施する「グループホーム従事者人材育成支援事業（専門研修）」を受講すること

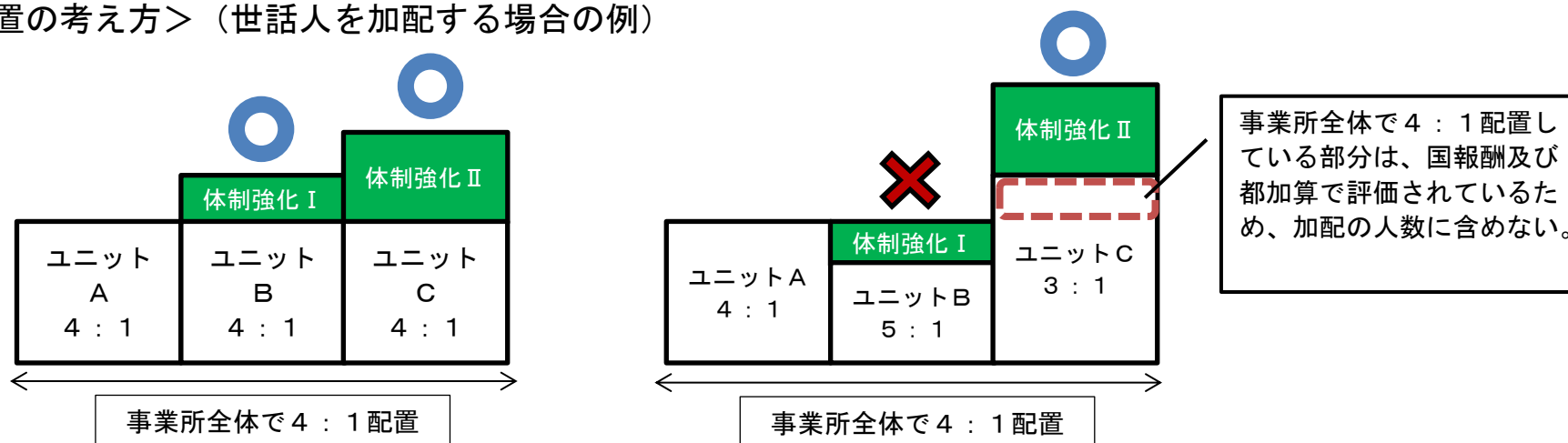
(4) 国報酬：重度障害者支援加算（Ⅱ）の控除

（1）利用者要件のうち、イ（イ）に該当する強度行動障害を有する利用者について、重度障害者支援加算（Ⅱ）（180単位／日）を受給している場合、その受給額を控除する。（実績報告時に精算）

<制度の概念図>

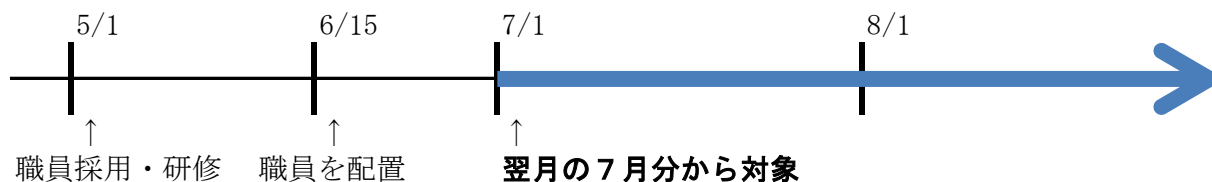


<職員配置の考え方> (世話人を加配する場合の例)



第3 補助対象期間の考え方

1 【原則】 補助の各要件は、毎月1日の状況により判断

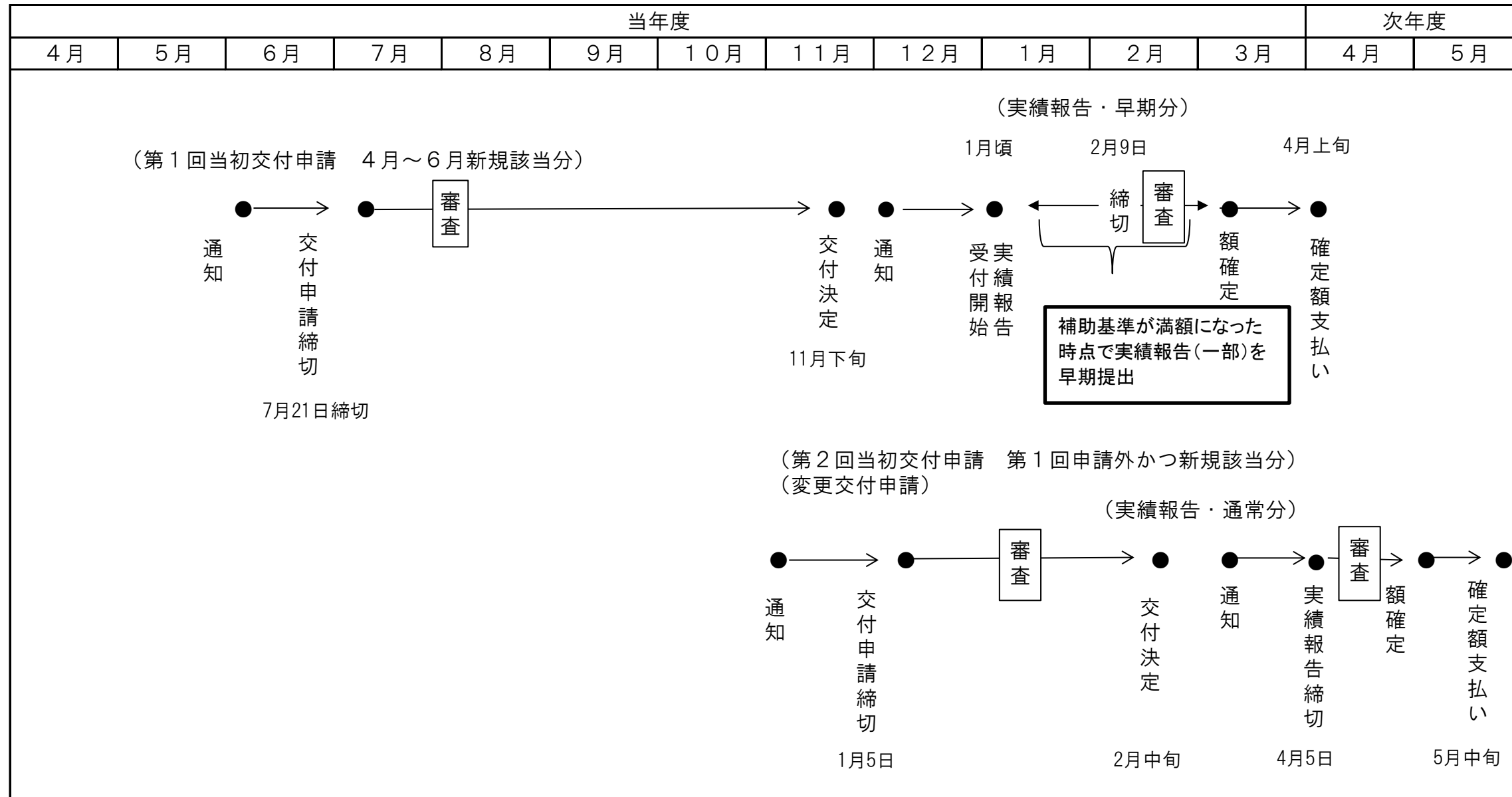


2 【例外】 利用者が該当しなくなった場合は、3か月の猶予期間を設ける
(猶予期間の3か月には、該当しなくなった日の当月も含む)



※ 職員配置の要件に該当しなくなった場合は、該当しなくなった日から補助対象外となることに注意

第4 補助金交付の流れ



第6 支払

1 支払方法

確定払

2 支払額

(1) 当初交付申請

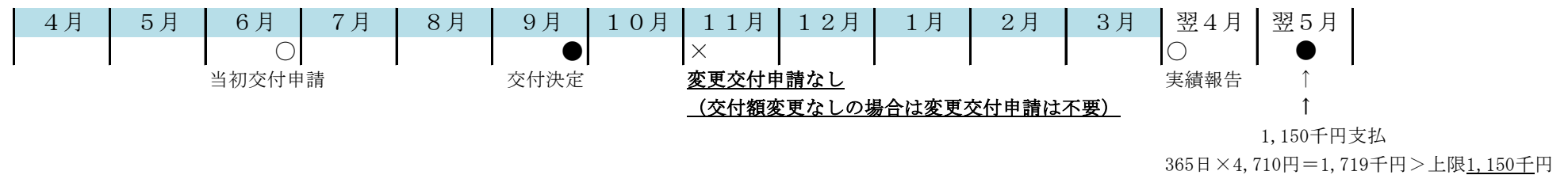
交付決定を行い、実績報告に基づき確定払い

(2) 変更交付申請

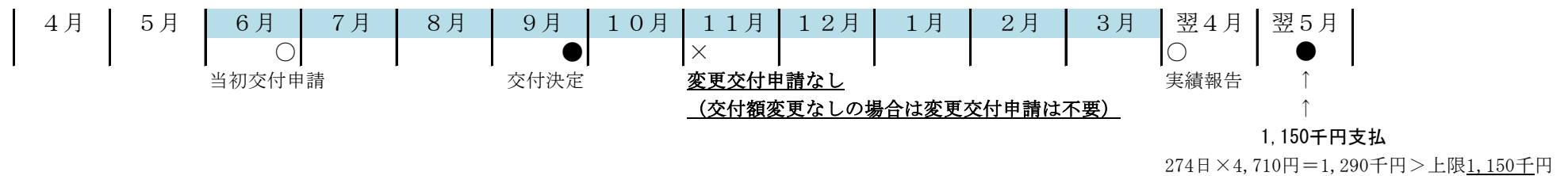
交付決定を行い、その後に変更交付決定を行い、実績報告に基づき確定払い

3 事例

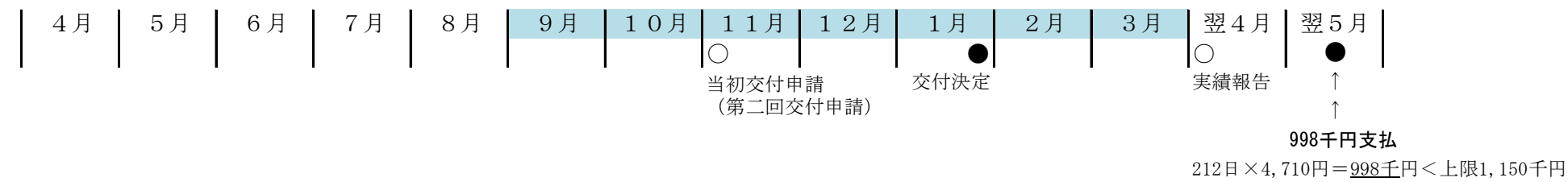
例1) 4月から体制強化Iの対象となり、年度末まで変更が生じなかった場合



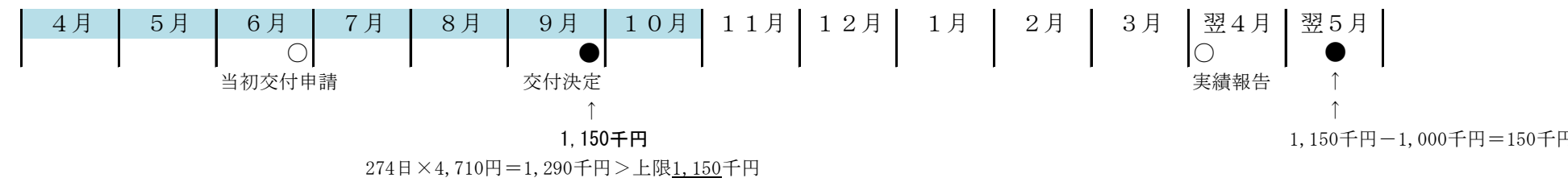
例2) 6月から体制強化Iの対象となり、年度末まで変更が生じなかった場合



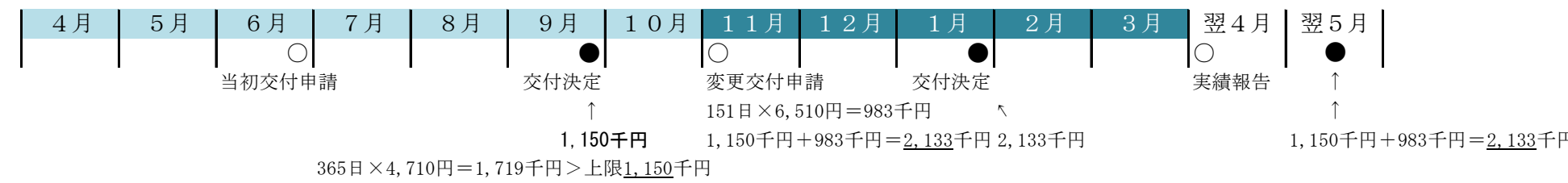
例 3) 9 月から体制強化 I の対象となった場合



例 4) 4 月から体制強化 I の対象となったが、11 月から体制強化 I の対象外となった場合



例 5) 4 月から体制強化 I の対象となり、更に 11 月から体制強化 II の対象となった場合



第5 令和5年度 補助スケジュール

■第1回（4月～6月新規該当分）

当初交付申請

令和5年6月中旬 提出依頼文発出
7月下旬 交付申請書締切
11月下旬 交付決定



変更交付申請

令和5年12月上旬 提出依頼文発出
令和6年 1月5日 変更交付申請書締切
令和6年 2月中旬 変更交付決定



■第2回（第1回申請外のうち新規該当分）

当初交付申請

令和5年12月上旬 提出依頼文発出
令和6年 1月5日 交付申請書締切
令和6年 2月中旬 交付決定



実績報告

令和5年12月上旬 提出依頼文発出
令和6年2月9日 早期分実績報告書締切
令和6年3月中旬 早期分額の確定
令和6年4月上旬 早期分支払い
令和6年4月5日 通常分実績報告書締切
令和6年4月下旬 通常分額の確定
令和6年5月中旬 通常分支払い

第 7 提出書類

1 交付申請

- (1) 交付申請鑑文（第 1 号様式）
- (2) 交付申請額内訳書（参考様式 1－1）
- (3) 共同生活援助に係る状況等（参考様式 2）
- (4) 職員配置状況調査票【事業所単位】（参考様式 3）
- (5) 職員配置状況調査票【ユニット単位】（参考様式 4）
- (6) 年間予定表（参考様式 5）
- (7) 歳入歳出予算書抄本（参考様式 6）
- (8) その他関連書類（印鑑証明等）

※参考様式は案をお示ししています。
確定版は、交付申請依頼時にお示しいたします。

2 変更交付申請

- (1) 変更交付申請鑑文（第 2 号様式）
- (2) 変更交付申請額内訳書（参考様式 1－2）
- (3) 共同生活援助に係る状況等（参考様式 2）
- (4) 職員配置状況調査票【事業所単位】（参考様式 3）
- (5) 職員配置状況調査票【ユニット単位】（参考様式 4）
- (6) 年間予定表（参考様式 5）
- (7) 歳入歳出予算書抄本（参考様式 6）
- (8) その他関連書類

3 実績報告

- (1) 実績報告鑑文（第 3 号様式）
- (2) 精算額内訳書（参考様式 1－3）
- (3) 月別職員配置状況明細表【事業所単位】（参考様式 7）
- (4) 月別職員配置状況明細表【ユニット単位】（参考様式 8）
- (5) 重度障害者支援加算（Ⅱ）控除額計算表（参考様式 14）
- (6) 年間実績表（参考様式 9）
- (7) 歳入歳出決算書抄本（参考様式 10）
- (8) その他関連書類（支払金口座振替依頼書、請求書等）